

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

福祉課 社会福祉係

議案名

議案第29号 第4次桐生市地域福祉計画・第4次桐生市地域福祉活動計画の策定について

趣旨・目的

現行計画である第3次桐生市地域福祉計画・第3次桐生市地域福祉活動計画が令和6年度をもって終了することから、令和7年度からの5年間の計画期間とする第4次桐生市地域福祉計画・第4次桐生市地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

概要

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく計画で、福祉課題を分析し基本理念達成のため、行政、社会福祉協議会、地域住民、社会福祉団体等の取組を示し、計画的に地域福祉を推進することを目的としています。

また、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が作成する活動・行動計画ですが、桐生市では、第1次計画から地域福祉計画と一体的に策定することで、効果的に地域福祉を推進しているものです。

- 1 計画の期間：令和7年度から令和11年度までの5年間
- 2 基本理念：地域共生社会の実現や「市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指し、地域福祉の向上を図ります。
- 3 基本目標：(1) 安心・安全の地域づくり
(2) 支え合いの仕組みづくり
(3) 地域福祉を支える人づくり・活動の促進

背景・経過

今年度をもって、第3次計画期間が終了を迎えることから、令和7年度を初年度とする新たな地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するため、作業を進めてきました。

令和6年5月から市民アンケート、令和6年7月から地区別懇談会を実施し、地域福祉課題の把握を行い、地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会(14名の委員で構成)における意見聴取を経て、12月に意見提出手続を実施し、本計画を取りまとめました。